

令和元年第4回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

菅立 順美

押印掲載  
を省略

1 日時 令和元年 11月 8日(金) 10時00分～ 11時40分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

水野 由貴 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

大泉 新一

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

大場 剛典

財政局 財政部 契約課 管理係長

岡部 圭子

都市整備局 参事兼技術管理室長

太田 進

都市整備局 技術管理室 技術企画係長

佐々木 健雄

水道局 総務部 企画財務課長

吉田 勝彦

水道局 総務部 企画財務課 契約係長

根本 大助

水道局 給水部 計画課 技術管理係長

瀬良 利明

水道局 給水部 北管路整備課長

佐藤 勝則

水道局 給水部 北管路整備課 工事第一係長

松岡 裕治

交通局 総務部 財務課長

中島 大樹

交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長

千葉 和宏

交通局 鉄道技術部 荒井管理事務所長

吉川 正行

ガス局 総務部 財務課長

小松 淳

ガス局 総務部 財務課 契約係長

後藤 敏哉

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課長

遠山 弘明

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課

営業工事第二係長

遠藤 昭裕

## 5 会議の経過

### 【1】開会

### 【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 蘆立 順美 委員

#### (1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P. 1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P. 2～P. 21) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P. 22～P.25) に基づき報告。

### 【質疑応答】

#### 工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 137 件である。昨年同期は 107 件であり、総契約件数としては 30 件増加している。これは、本庁発注の土木工事が増加している状況であり、早期発注等により、施工時期の平準化が図られているものと考えている。</p> <p>制限付き一般競争入札は 121 件で、内訳は市長部局 109 件、水道局 4 件、交通局 4 件、ガス局 4 件である。</p> <p>指名競争入札は 6 件で、内訳は市長部局 6 件である。</p> <p>随意契約は 10 件で、内訳は市長部局 6 件、水道局 1 件、交通局 1 件、ガス局 2 件である。</p> <p>(資料 P. 1～P. 21 参照)</p>
指名停止の運用状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間（令和元年 7 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）における指名停止案件は 6 件、11 社である。</p> <p>No.1 は、ニチレキ(株)である。指名停止事由は、需要者向けの販売価格を、引き上げ又は維持するなど独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定への違反行為により、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「独占禁止法違反」に該当することから、指名停止期間を 3 ヶ月としたものである。</p> <p>なお、同社は課徴金減免制度の適用となったことから、有資格業者に対す</p>

	<p>る指名停止に関する要綱第4条第7項を適用し、指名停止期間を2分の1に短縮している。</p> <p>No.2 及び No.3 は、福岡県築上町が発注した、し尿処理施設建設工事の入札に関する贈賄・談合の容疑で起訴されたことに関して指名停止としたものである。</p> <p>No.2 の(株)九電工の指名停止事由は、行橋営業所長が公正な入札を妨害したとして逮捕、起訴されたもの。また、同町議に対し現金を供与したとして、贈賄の容疑で再逮捕され、起訴されたものである。更に、社員3人が、同社が確実に落札するために入札価格を予め調整したとして、談合の容疑で逮捕、起訴されたもの。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「公契約関係競売等妨害又は談合」に該当することから指名停止期間を6ヶ月としたものである。</p> <p>No.3 の(株)フソウの指名停止事由は、社員1人が、(株)九電工が確実に落札するために入札価格を予め調整したとして、談合の容疑で逮捕、起訴されたもの。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「公契約関係競売等妨害又は談合」に該当することから指名停止期間を6ヶ月としたものである。</p> <p>No.4 は(株)北一である。指名停止事由は、本市発注の「仙台市郡山コミュニティ・センター大規模改修工事」において、入札参加資格の施工実績に関する条件を満たしていないにもかかわらず、入札に参加し、落札候補者となった後、辞退したもの。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「不正又は不誠実な行為」に該当することから指名停止期間を1ヶ月としたものである。</p> <p>No.5～No.7 は、同一の業務に関する指名停止である。No.5 の月島テクノメンテサービス(株)、No.6 の石垣メンテナンス(株)及びNo.7 の日本メンテナンスエンジニアリング(株)は、東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業業務において、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとされた。</p> <p>これにより、No.5 の月島テクノメンテサービス(株)及びNo.6 の石垣メンテナンス(株)は、排除措置命令及び課徴金納付命令を、No.7 の日本メンテナンスエンジニアリング(株)は、排除措置命令を受けたもの。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「独占禁止法違反」に該当することから3社の指名停止期間を3ヶ月としたものである。</p> <p>なお、関係する3社はいずれも課徴金減免制度の適用となったことから、有資格業者に対する指名停止に関する要綱第4条第7項を適用し、指名停止期間を2分の1に短縮している。</p> <p>No.8～No.10 は同一内容に関する指名停止である。No.8 の日本道路(株)、No.9 世紀東急工業(株)及びNo.10 の(株)ガイアートは、アスファルト合板の販売分野における競争を実質的に制限しており、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとさ</p>
--	--

		<p>れたもの。これにより、No.8 の日本道路㈱は、課徴金納付命令を、No.9 の世紀東急工業㈱及びNo.10 の㈱ガイアートは、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたものである。</p> <p>なお、3社のうちNo.8 の日本道路㈱及びNo.9 の世紀東急工業は、独占禁止法違反による指名停止を行い期間満了してから3年を経過していないことから、有資格業者に対する指名停止に関する要綱第4条第2項を適用し、期間を2倍にした。また、課徴金減免制度の適用となったことから、有資格業者に対する指名停止に関する要綱第4条第7項を適用し、指名停止期間を2分の1に短縮している。</p> <p>これにより、指名停止要綱に定める措置要件の「独占禁止法違反」に該当する指名停止期間の扱いを、関係する3社共に6ヶ月としたものである。</p> <p>共同企業体としての処分としては、No.3 の㈱フソウが、フソウ・橋本店・本山振興共同企業体の構成員であったことから、当該企業体を指名停止要綱に定める措置要件の「公契約関係競売等妨害又は談合」に該当するものとし、指名停止期間を6ヶ月としたものである。</p> <p>(資料 P. 22～P. 25 参照)</p>
指名停止期間の扱いについて	委員	<p>No.2 の案件について、公契約関係競売入札妨害により6ヶ月の指名停止となっているが、贈賄の容疑で再逮捕及び起訴されている。</p> <p>指名停止に関する要綱の別表では第9項で贈賄についても規定されているが、この扱いはどうなっているのか。</p>
	事務局	<p>指名停止期間の扱いでは、同一の事案で複数の措置案件が関係する時は、その中のいずれか重い方の指名停止期間とすることとしている。本事案では、第16項及び第10項の(3)が関係していることから6ヶ月としたものである。</p>
	委員	<p>指名停止の該当事由の措置要件としては、複数の事由を挙げるのではなく、より停止期間が長く、重いもののみを適用することになっているということか。</p>
	事務局	<p>その通りである。</p>
入札参加資格条件の審査を事後としていることについて	委員	<p>No.4 の業者は、入札参加資格がないにもかかわらず落札候補者となったものとのことだが、事前に資格の審査はせず、落札候補者になった後の施工実績の審査で資格がないことが判明したということか。</p>
	事務局	<p>本市では、業者の施工実績条件の審査は事後としている。この案件は、その審査で実績を示す書類がなく辞退したものである。</p> <p>本市が扱う工事案件は件数も多く、全ての入札参加業者の資格を事前審査するのは相当の労力を要する。そのため、落札候補者となった業者について審査する事後審査型としているものである。</p> <p>これは、本市の事前審査の手間だけではなく、入札参加業者にも相当の手間がかかる点にも配慮したものである。</p>

	委員	<p>審査チェックが大変な作業だということは理解できるが、入札に参加する際に施工実績に関する条件を示す書類自体の提出を業者に求めず、落札候補者のみに事後に求めるということか。</p> <p>参加条件に関する全ての書類は、入札前には提出させないということなのか。</p>
	事務局	<p>基本的な入札参加条件は、業者の所在地要件、格付け評点、施工実績及び配置予定技術者等について入札公告で示している。</p> <p>入札参加業者は、その条件を各自で確認した上で申請して頂き、入札を経て落札候補者についてのみ必要な書類の提出を求めている。それにより、施工実績及び配置予定技術者の兼務状況などに関する資料の確認を行っている。</p>
	委員	<p>本来、入札の参加要件なのであれば、入札の前の時点で入札参加業者からの書類提出を求めた方が、後々この案件のような不正を未然に抑制できるのではないか。</p> <p>他の地方自治体でも、このようなやり方で事後の書類審査としているのが一般的なのか。</p>
	事務局	<p>事後審査型を採用している地方自治体では、ほぼ同様に行われている。国の発注工事では、事前審査型を採用しているが、入札後に落札者と成り得るのは1社のみである。</p> <p>本市では当初、事前審査型を採用していたが、入札参加業者の書類準備の負担がかなり大きかった。負担軽減の必要性が強く認識されたこともあり、入札後に落札候補者となった業者のみの書類審査としたものである。</p> <p>書類審査では、例えば施工実績の場合は本市発注の工事实績の確認だけでなく、国又は地方公共団体等が発注した工事も対象としており範囲が広く、決められた期間内に全てを確認するのは負担が大きい。</p> <p>これらの状況を勘案すると、事後審査型で行うのが最善であると考えているところである。</p>
施工実績データベースと事前審査について	委員	<p>全国を網羅した施工実績のデータベースができれば、事前審査が可能になるのか。</p>
	事務局	<p>現在でも既に「コリンズ」という実績データが確認できるシステムができてはいるが相応の手間が掛かり、何より入札参加業者の多大な負担を考えると審査を事前に行うことは難しい。</p>
同一業者の繰り返しの不正等について	委員	<p>今回、処分を受けた業者は1ヶ月の指名停止となっているが、同様の不正又は不誠実な行為を繰り返したケースはあるのか。</p>
	事務局	<p>そのようなことは起きていない。</p>
	委員	<p>事前審査が難しいこととして、審査を受けるために書類を準備する業者と</p>

		<p>審査する仙台市の双方の負担が大きいことは理解できる。だからこそ入札参加業者には、このような処分に至らないための自覚が必要で、自覚を促すための不正防止の注意喚起が求められる。</p> <p>仮に、この種の行為が繰り返されることになると、不正又は不誠実というよりも企業体質そのものが問われる事案にあたると思う。今後も問題が繰り返されないように十分な注意喚起に努めて頂きたい。</p>
全国の事後審査型の採用状況について	委員	<p>仙台市は事後審査型を採用しているとのことだが、全国的にも事後審査型が主流なのか。</p>
	事務局	<p>そのような調査はしていないので正確な回答は持ち合わせていない。ただし、事後審査型を採用している自治体は、相当数にのぼるものという認識は持っており、発注側と受注業者双方の負担軽減を考慮すると、事後審査型を採用する自治体は相応にあるものと考えられる。</p>

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる 137 件の工事のうち、金澤委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P. 26 参照)

2) 委員会により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ①梅田川幹線耐震化工事 5 (更生工法) (金澤委員抽出)
- ③松森工場排ガス分析装置更新工事 (金澤委員抽出)
- ⑤宮城野区管内側溝補修工事 (1 工区) (金澤委員抽出)
- ⑥管整第 2019-6 号 口径 150 耗 長命ヶ丘四丁目地内配水管更新工事 (蘆立委員抽出)

◆指名競争入札

- ⑧ (市) 西中田一丁目 5 号線道路改良工事 (水野委員抽出)

◆随意契約

- ⑩独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院 建替整備ガス設備工事 (金澤委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①梅田川幹線耐震化工事5（更生工法）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、梅田川幹線を更生工法により耐震化する工事の5本目となる発注工事である。工事概要としては、取付管開削工、取付管更生工、既設人孔工、付帯工及び仮設工等の土木工事一式である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価簡易型I型（土木型）を適用した。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、建設業許可の区分を「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から土木工事の格付評点が950点以上、施工実績としては、元請として平成16年以降に完成した下水道管布設工事または下水道管渠更生工法の工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者は3社で、3社による電子入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札が1社あったが失格基準価格を下回る入札ではなく、最も評価値の高い遠藤吉照土建(株)を落札候補者とした。</p> <p>技術資料等の審査を経て、後日開催の総合評価委員会において、上記落札候補者を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料P.27～30及びP.61参照)</p>
入札参加可能な業者数について	委員	入札参加資格について、条件を満たす業者は何社か。
	事務局	名簿掲載種目の格付け評点でいえば38社である。
配置予定技術者の条件などの審査が行われる段階について	委員	入札参加資格については、入札後に事後審査が行われているとのことだが、例えば配置予定技術者の条件などについては、どの段階でチェックが行われているのか。
	事務局	落札候補者の工事の施工実績及び配置予定技術者の条件などは、入札後に別途事後審査が行われる。
	委員	それは、工事が行われる前にチェックするということか。
	事務局	<p>落札を決定する前である。入札後に落札候補者となった業者から審査に必要な書類を提出して頂きチェックを行う。書類の内容は、入札参加業者の条件、配置予定技術者の条件及び技術資料である。</p> <p>その後に総合評価委員会における審議を経て、落札者を決定するものである。</p>
総合評価調	委員	P.30 総合評価審査調書の企業の技術的能力の評価に関わる項目「ヌ.登録

書の評価項目「登録基幹技能者の配置状況」について		基幹技能者の配置状況」では、入札参加業者全てで評価点が得られていないが、これはどういう内容、理由によるものなのか。
	事務局	登録基幹技能者の配置状況とは、種々の専門工事業団体が講習受講や資格取得により認定している 35 職種の技能者を配置するとの申告をした場合に加点評価するものである。本事案では、入札参加業者の全てが申告をしなかったものである。 本事案は工事内容に見合う職種のものが出なかったことが要因と考えられる。
	委員	本事案の工事内容は、「又.登録基幹技能者の配置状況」という評価項目が特別必要とされるものではなかったということか。
	事務局	この評価項目は、一般的な発注工事では全て適用している。本事案にも土工のような評価対象となる職種が関係する工事内容が含まれているが、主たる部分を占めていないため、申告がなかったと考えられる。

### 「③松森工場排ガス分析装置更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、松森工場の排ガス分析装置及び付属装置の更新工事である。工事概要としては、4成分排ガス分析装置、2成分排ガス分析装置、水分-塩化水素濃度分析装置、ばいじん濃度分析装置、アンモニア濃度分析装置などの排ガス分析装置及び加熱導管、サンプリングプローブといった付属装置の更新一式工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価簡易型I型（プラント型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「営業所」を有すること、格付評点は、工事規模等からごみ・し尿処理施設工事又はその他機械器具設置工事の格付評点が800点以上としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数及び入札参加者数は1社で、電子入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札ではなかったため、美和電気工業(株)東北支社を落札候補者とした。</p> <p>後日、技術資料等の審査を経て、総合評価委員会の審議結果により、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>(詳細は資料 P. 35～38 及び P.63 参照)</p>

入札参加者数が少ない状況について	委員	本事案の所在地要件は、市内営業所とされているが入札参加者数は1社である。過去の類似工事事案でも、本事案と同じように入札参加者数は少なかったのか。
	事務局	本事案のような計測器等の更新工事は多くはないため、過去の事案との一般的な比較は難しい。ただし、本事案のガス分析装置更新の工事内容は、既存の機器を市販の新たなものに取り換えるだけの単純なものである。 したがって、高い参入障壁はなく、入札参加者がたまたま少なかったと考えている。ちなみに、本事案はごみ・し尿処理施設工事としては40社程、その他機械器具設置工事としては、概ね200社の入札参加が可能な状況であった。
入札方式が制限付き一般競争入札となった理由について	委員	ごみ焼却工場の工事の更新では、随意契約となる事案が多いと認識しているが、本事案は制限付き一般競争入札である。これは、更新する機器が市販のものであったためなのか。
	事務局	その通りである。
入札価格が低くなった理由について	委員	本事案はごみ焼却プラント設備の更新にしては、入札価格が低い点に強い関心があったため、本日の審議事案として抽出したものである。
	事務局	委員ご指摘の通り、通常のごみ焼却プラント関連の工事では、特許が関連するなどの事情により、特命による随意契約での入札が多いのが実状である。 本事案の更新工事は、一般的な計測機器のみの交換であったため、一般競争入札としたものである。また、落札業者の入札価格も予定価格よりも相応に低くなっており、複数業者による競争を意識した価格となっていると思われる。
ガス分析装置の更新回数について	委員	松森工場において、これまでに今回と同様の更新工事は何回行われているのか。
	事務局	ガス分析装置については、松森工場が稼働を開始してから今回が初めての更新工事である。

「⑤宮城野区管内側溝補修工事（1工区）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、宮城野区管内の側溝補修工事（1工区）である。工事概要は、舗装工事として舗装打換え工、排水構造物工事として側溝工及び集水桝・マンホール工を、更に区画線工事を行う側溝補修工事である。 入札方式は制限付き一般競争入札とした。 工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定及び一般」、所在地要件は、過去の類似及び

		<p>同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から土木工事の格付評点が 650 点以上 950 点未満、施工実績としては、元請として平成 16 年以降に完成した側溝整備工事、側溝補修工事または側溝改修工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 2 社で 2 社による郵便入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札ではなかったため、最低価格で入札した仙塩道路興業㈱を落札者としたものである。</p> <p>(詳細は資料 P. 43～52 及び P. 65 参照)</p>
入札参加業者の条件としての格付評点に「未満」を用いる意味について	委員	<p>入札参加業者の条件として、格付評点が「650 点以上 950 点未満」となっているが、この「未満」という条件の設定にはどのような意味があるのか。業者を育てるという意味もあるのか。</p>
	事務局	<p>金額要件によって全てを「〇〇点以上」という設定にしてしまうと大手業者のみが落札する可能性が高くなる。</p> <p>中規模業者の育成の観点からも、全ての仕事を大手が受注するという状況にならないように、一定金額の案件では参加資格の条件として評点の上限を定めて、その範囲内で競争してもらうようにしたものである。</p>
入札価格と予定価格との間の価格差が少ない理由について	委員	<p>複数業者からの入札があったにもかかわらず、入札価格にはほとんど差がなく、かつ、予定価格との価格差も少ない中で、落札業者が決まっている。これは、工事内容が側溝補修工事であることに起因しているのか。</p>
	事務局	<p>管内の側溝補修工事は、各区役所の道路部門が毎年ほぼ定期的に発注している。補修工事の内容として、主に道路のパトロールで点検し、補修を要するものに対応していく性格の工事である。1 箇所の現場ではなく、補修箇所が点在している、工事距離の延長が短い内容の工事である。</p> <p>そのような工事では、入札参加業者は経費が掛かり採算面でぎりぎりの入札価格での競争入札になっているものと推察される。</p>
同じ補修工事にもかかわらず別工区の落札率が低いことについて	委員	<p>只今の説明は、P. 8 の発注工事一覧表の中の 1 工区である本事案については納得できるが、他方で 2 工区及び 3 工区の落札率は相対的に低く違和感がある。これは、どのように理解すれば良いのか。</p>
	事務局	<p>パトロールの結果を受けて早期の対応を要する工事であるため、4 月早々からの工事を想定し、発注時期を設定している。1 工区～3 工区の 3 件は、早期着工を要する中で、会計年度独立の原則を踏まえ、3 月に早期発注による入札を行い 4 月に契約するものとした案件である。対象の 3 件は、3 月に入札を行った結果、1 工区のみが契約し 2 工区及び 3 工区は不調になったものである。</p> <p>3 件の入札の経緯としては、1 工区を落札した仙塩道路興業㈱が 2 工区及び 3 工区の入札にも参加しており、2 工区及び 3 工区への入札参加は同社の</p>

		<p>みであった。結果として、同社が1工区を落札したことで2工区及び3工区は入札辞退し不調となったものである。</p> <p>2工区及び3工区は改めて4月に公告し契約が成立している。推測ではあるが、技術者の配置等に余裕の生じた業者から入札参加があったことによると考えている。</p>
工区の分け方について	委員	P. 65に1工区の施工位置を示す地図があるが、パトロールの結果で把握した全域を3つの工区に分けたものなのか。
	事務局	その通りである。
	委員	工区の分け方はどのようにしたのか。
	事務局	工区の分け方は試行錯誤の結果決められている。これは、各区で道路を作った時期などが違うため、3工区の工事量のバランスを取りつつ、エリア毎に異なる状況を考慮しながら工区を分けているためである。
工区による工事の難易度の違いについて	委員	工区によって予定価格に若干の違いもあるが、工事の難易度も異なるのか。
	事務局	工事の難易度は、工区毎に条件が違うため異なる。例えば、道路の幅により、工事のやり易さ、交通の状況など作業の効率面も違うためである。

「⑥管整第2019-6号 口径150 長命ヶ丘四丁目地内配水管更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、長命ヶ丘4丁目地内の排水管の更新工事である。工事概要は、外面被覆のないダグタイル鋳鉄管が、経年劣化に伴う外面腐食から漏水の発生が想定されるため、防食効果と耐震性に優れたポリエチレンスリーブ被覆のダグタイル鋳鉄管に更新する工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価簡易型I型（配管工事）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から水処理施設工事の格付評点が750点以上、施工実績としては、元請として平成16年以降に完成した上水道送配水管布設工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は5社で、5社による電子入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回る入札はなく、最も評価値の高い㈱ユーワ技研を落札候補者とした。</p> <p>後日、技術資料等の審査を経て、総合評価委員会における審議の結果、同社を落札者と決定したものである。</p>

		(詳細は資料 P. 46～49 及び P. 66 参照)
入札参加者数が多くなった要因について	委員	配水管工事で従来説明のあった事案では、入札参加者数が少なかったと認識しているが、本事案では入札参加者が 5 社もあった。これは、工事面などで何か特殊な事情でもあったためか。
	事務局	<p>工事には特殊な点はない。配水管工事で入札参加者が少なくなる事案の多くは、技術者の手配の問題に起因していることが多い。</p> <p>多くの業者から見て魅力のある事案でも、技術者の手配が付かなければ入札には参加できないが、今回はその手配が付けられる業者が比較的多く、入札参加に繋がったものと考えている。</p>

「⑧ (市) 西中田一丁目 5 号線道路改良工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、西中田一丁目 5 号線における道路の改良工事である。工事概要は、側溝工、集水柵・マンホール工、カルバート工及びアスファルト舗装工などの道路改良工事一式である。</p> <p>入札方式は、指名競争入札とした。当案件の今回入札までの経過としては、入札方式の決定にあたっては、まず 1 回目の公告で、制限付き一般競争入札としたが入札参加者がなく取り止めとなり、次に 2 回目の公告で所在地要件及び格付評点に関する条件を緩和したが、入札参加者がなく再度取り止めとなり、更に 3 回目の公告で内容を一部変更しても入札参加者がなく取り止めとなっていたものである。</p> <p>今回は、指名競争入札として技術的水準及び類似工事の施工実績を勘案した上で、「仙台市契約業者指名基準」に基づき、市内に本店を有する土木工事業者を選定したものである。</p> <p>入札の結果、指名業者 10 社のうち 9 社が辞退し、(有)大成テック 1 社となったものの総額判断基準価格を下回ってはならず、かつ予定価格を下回ったことから落札者に決定した。</p> <p>(詳細は資料 P. 53～55 及び P. 68 参照)</p>
以前の入札で不調が続いた原因について	委員	一般競争入札で不調が続いた原因は何か。
	事務局	<p>P. 68 の位置図にある太白区の南仙台駅直近の折れ曲がった道路部分に並行した水路がある。この水路がある部分の道路幅が狭いため、新しい水路に入れ替えて広い道路幅を確保するための工事である。</p> <p>工事の延長距離は短いですが、水路の入れ替え作業の難易度が高く、かつ、かなりの手間が掛かる。悪条件の重なる工事であったことが不調を招いたものと考えている。</p>

制限付き一般競争入札の変更内容及び難易度について	委員	3回目の制限付き一般競争入札の際に、内容を一部変更したとのことだが、どのような変更を行ったのか。
	事務局	変更内容の詳細までは把握していない。
	委員	難易度が変わるような変更ではなかったのか。
	事務局	変更になる場合にはいくつかのパターンがある。例えば、交通誘導員の人数などは、ヒアリングで工事期間が当初の積算よりも長くなると判明すれば、配置期間を長くしたり増員したりするなど、本体工事以外での部分でも変更をすることがある。
一般競争入札から指名競争入札に変更した際に公告した条件との違いについて	委員	本事案の指名競争入札は、以前実施した一般競争入札の3回目の公告内容と同じ条件の入札になっているのか。
	事務局	同じ仕様の工事として発注しているが、実施時期が違うことにより工事単価の見直しを行うことはあり得る。
	委員	入札の公告時期を変えることで、不調になった事案でも入札参加業者が出てくることもあるのか。
	事務局	一般的な傾向としては、年度の当初は工事を請ける余力のある業者は多いが、秋口以降は繁忙期となり、入札参加者も少なくなる。国の指導もあり、発注時期を平準化することで、業者が入札に参加しやすくなるように配慮しているところである。
入札の不調による工事延滞に起因する支障について	委員	本事案は最初の入札の公告から2年近くが経過しているが、工事が滞ったことによる支障はなかったのか。
	事務局	工事が未着手なことによる影響の度合い、緊急性及び工事を実施した場合の効果を勘案し、優先順位を見直しながら工事を発注している。 本事案は、緊急性が特別に高いものではないものの、地域の期待に応えるべく発注を続けてきたものである。
指名競争入札でも不調になった場合の対応について	委員	本事案のように制限付き一般競争入札で不調が続いた工事では、指名競争入札で対応しているようだが、それでも不調となった場合はどのようにしているのか。
	事務局	受注可能な施工業者を探し、特命による随意契約で発注している。
随意契約で受注業者が決まらない場合の対処方法について	委員	随意契約でも請けて頂ける業者が見付からない場合は、予定価格を上げるなどの見直しをしているのか。
	事務局	工事の発注にあたっては、各々の発注部署で適正な設計、積算となるように努めているが、現場の施工条件が厳しく、標準的な積算価格では対応できないとの意見が業界筋から聞こえてくることがある。 そのような状況が生じた場合、施工場所の近くに所在地がある施工業者に

		ヒアリングし、必要に応じ施工条件を再検討するなどして、積算内容を見直すこととなる。こうした作業を重ね、適正な予定価格となるよう積算を見直しながら、契約の相手方となりうる施工業者を探しているところである。
	委員	本事案は改良工事であり、特段の緊急性を要する工事ではなかったとのことだが、近隣住民からの要望を受けての工事だと思う。近隣住民にはどのようにして理解を得ているのか。
	事務局	道路の改良工事では、地域住民からの要望を踏まえて、工事の必要性の大小、緊急性の度合いを現地で確認している。各地域から得られたそれらの情報を取りまとめた上で、優先度を考慮し、工事発注を行っている。 特に、地域懇談会において、各町内会からの要望を聴取する機会があり、工事の発注計画及び進捗状況等について説明と意見交換を行っている。 その中で、受注者が決まらない工事の場合はその発注状況や、応急的な対応工事の状況などについても丁寧な説明をしているところである。
	委員	感想としては、最終的に随意契約まで移行するタイミングについては、入札での競争性の確保と地域からの要望との両立に関して、どうしても難しいものがあるという印象を受けた。

「⑩独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院 建替整備ガス設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、(独法)地域医療機能推進機構仙台病院の建替整備ガス設備工事である。 工事概要は、同仙台病院へガスを供給するためのガス設備工事である。 契約方式は特命による随意契約とした。随意契約とした理由は、当案件の内容のガス設備工事は仙台市ガス局から鋼管工事人の公認を受けている者が施工可能である中で、当該建物に係る設備工事を受注した業者から、仙台ガス水道工業㈱をガス設備工事の施工業者として指定されているためである。 なお、特命とする根拠法令は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号(随意契約)「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため、必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」である。 (詳細は資料 P. 59~60 及び P. 70 参照)
工事人の認定資格を持つ業者数について	委員	仙台市ガス局が認めた工事業者のみが、設備工事の施工を行うとのことだが、工事人として認定されている業者数はどれ位あるのか。
	事務局	工事人の種別には幾つかあるが、平成 31 年 4 月現在の総数は 115 社であ

		る。
設備受注業者と施工業者間の指定の関係性について	委員	設備工事を受注した業者から、施工業者が指定されるとのことだが、ほとんどのガス工事において同様の指定が行われているのか。
	事務局	一般的にはその通りである。
	委員	確認になるが、設備工事の受注がなされた時点で、ガス工事の施工業者も事実上決まるという理解で良いか。
	事務局	その通りである。
設備業者が決まると施工業者まで決まることについて	委員	ガス工事施工業者は、一般的に説明を受けた通りに決まるとのことだが、そのように決まる背景には何か相性のようなものでも関係しているのか。 受注した設備業者と施工業者が一体化しているのであれば、契約を行う意義が見え難く感じる。
	事務局	設備業者と施工業者間の契約は、民間企業同士のものではあるが、ガス工事での最優先の検討事項は、常に安全な施工が担保されることである。 本市ガス局が保安責任を負っていることから、ガス局が介在する中でこのような仕組みとなっている。
ガス局工事の見積金額と契約金額が同額となる理由について	委員	一般的に、随意契約においても入札価格は見積金額よりも幾分低い金額で契約が行われていると思うが、本事案では全く同じ金額である。 ガス局の工事では、見積金額と実際の契約金額は、概ね同額となるものなのか。
	事務局	同額となるのは、特殊な手続きではあるが、顧客からガス工事の申し込みがあると、ガス局で見積りを行い、顧客に通知することに決まっているためである。

以上のほか「全体を通しての質疑」について  
特に質問はなかった。

## 6 その他

### (1) 報告事項について

- ① 「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」と「有資格業者に対する指名停止に関する要綱実施要領」の整合性に係る前回委員会での指摘事項について  
今年度末を目途に、当要綱のその他条項改正の必要性の検討と併せて、要綱と要領との内容に齟齬がないように両規程の改正点について検討・精査し、まとめて改正手続きを行う方針であることを報告し、出席委員の了承を得た。
- ② 改めて委員の任期についての説明を行い、現委員の内、本任期で終了となる水野委員から退任のご挨拶を頂いた。

(2) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は高橋委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、令和2年1月22日(水)15時からの予定である。

## 7 閉会